

令和3年度一般会計予算の補正（専決処分）について

- 令和3年度一般会計予算について、下記のとおり令和3年7月30日付けで専決処分により補正しました。
- 今回の補正は、次の事項について、緊急的に対応するために編成したものです。
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業
（国制度の事業対象期間の延長により、予算額に不足が見込まれるもの。）

記

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容			
(財政課) 令和3年度茨城県一般会計補正 予算(第4号) (令和3年7月30日専決処分)			(百万円)	
	【歳入】	専決額	現計	専決後
	国庫支出金	3,135 (237,623	240,758)
	歳入合計	3,135 (1,363,926		1,367,061)
	【歳出】			
	保健福祉費	3,135 (279,023	282,158)
歳出合計	3,135 (1,363,926		1,367,061)	
	(参考) 専決後予算規模：1,367,061 百万円			